

高浜市第5期介護保険料負担額(月額)仮推計表

所得段階	対象者	
新第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	基準額の0.5倍 2,677円
新第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.5倍 2,677円
新第3段階①	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円以下の方	基準額の0.65倍 3,480円
新第3段階②	世帯全員が住民税非課税で第2段階、第3段階①に該当されない方	基準額の0.75倍 4,016円
新第5段階	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.85倍 4,551円
新第6段階	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超の方	基準額 5,355円
新第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	基準額の1.15倍 6,158円
新第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額の1.25倍 6,693円
新第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上500万円未満の方	基準額の1.5倍 8,032円
新第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の方	基準額の1.75倍 9,371円

※保険料は、本人や家族の前年中の所得状況に基いた「所得段階」に応じて、個人ごとに決定します。

ウ. 介護サービスの質的向上

それぞれの事業者が提供する介護サービスについて、その質を維持するため、従事している介護スタッフの研修などについて、内容を充実して引き続き実施することとしています。

また高浜市の「第三者評価」により、介護サービスの質の担

保と利用者の事業所選択の情報提供を図ります。

エ. 認知症高齢者をはじめとした地域密着型ケアの推進

認知症の方やその家族を暖かく見守り、支援する「認知症サポーター」を一人でも多く増やすとともに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを

地域住民の方々が主体的に展開できるよう支援します。

また、地域密着型の小規模特別養護老人ホームの整備、宅所やまちづくり協議会における、地域に密着した活動としての高齢者などへの支援について推進していきます。

また、健康づくりの総合的な推進として、健診事業や相談・指導体制の充実を図ります。

在宅での生活を支えるには、そのための住環境が整備されていることが重要であるとの考えのもと、引き続き住宅改修を充実するとともに、住み慣れた地域での住環境を支援していきます。

ケ. 働くことを通じての社会参加
社会の構成員の一員として、さまざまな社会活動や生産活動に貢献することが、活気ある社会の実現や健康維持・介護予防に重要であると考えられます。

要介護等高齢者や、要介護状態でない心身の機能などの低下に伴い、地域での自立生活が困難となった高齢者に対し、介護保険サービス以外の福祉サービス(配食サービス・緊急通報装置の設置など)の提供や見守りの事業を推進します。

さらに、生涯現役のまちづくり事業の推進を図るため、「高浜市いきいきマイレージ」などの元気高齢者応援事業の充実を図ります。

本市のシルバー人材センターにおいても、協働・共助の理念のもと、地域に密着した事業を展開することとし、高齢者保健福祉の関連においても、高齢者の活力を導入していきます。

カ. 健康づくり介護予防の推進

第6次高浜市総合計画「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ大家族高浜」をもとに、高齢者福祉、生涯学習、世代間交流という観点からも、「ひとづくり」、「まちづくり」の文化の醸成を図ります。

具体的には、①生涯学習や世代間交流の推進、②運動を通じた健康事業③いきがいづくりのための支援を図ります。

この4つの柱を基本として「いきいき向上高齢者介護予防施策」および「介護予防一般高齢者施策」を効果的に実施し、介護予防の推進を図ります。

具体的には、④高齢者と、こども、青少年、さらには障がいのある方など、地域社会を構成するあらゆる人々が連携・協働・協力して活動できる場の確保や活動を支援します。

具体的には、①生涯学習や世代間交流の推進、②運動を通じた健康事業③いきがいづくりのための支援を図ります。

具体的には、いきいき向上高

具体的には、いきいき向上高

